

第
令和 4年 6月20日

日本年金機構理事長



国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

(審査区分)

免除	4	4分の1免除	5	納付猶予	2
----	---	--------	---	------	---

(注) 届け出のあった審査区分に希望された順位を出力し、それ以外は“-”を出力しています。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の上記の審査希望順で申請のあったものについて審査した結果、以下の免除または納付猶予申請を承認します。

全額免除

令和 4年 5月分 ~ 令和 4年 6月分

年 月分 ~ 年 月分

継続審査申出受付済

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。